公益財団法人和歌山県救急医療情報センターの理事、監事及び 評議員に対する報酬等の支給の基準について

この法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等については、下記のとおり定款において無報酬と定めております。

以下、定款より抜粋

(評議員に対する報酬)

- 第13条 評議員は、無報酬とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、和歌山県職員の例による。

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とし、3名以内を副理事長とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長の一人をもって一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律上の代表理事とする。

(報 酬)

- 第29条 役員は、無報酬とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。この場合 の支給基準については、和歌山県職員の例による。